

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会

論文賞規程

1. この規程は有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクス分野の進歩向上に寄与する優秀な原著論文の著者に対して公益社団法人応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会が行う表彰について定める。
2. この表彰を「応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会論文賞」（略称：M&BE論文賞）という。
3. 表彰の対象は表彰時の前年12月末日までに発行された学術刊行物に掲載された有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクスに関する原著論文の著者とする。
4. 受賞対象者は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会会員であり、原則として対象となる原著論文の第一著者または責任著者であること。
5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
6. すでに公に顕著な賞を受けた論文は、候補対象とされない場合がある。
7. 表彰は原則として毎年2件以内とする。
8. 表彰は賞状授与および記念品贈呈とする。
9. 表彰は毎年、秋季応用物理学会学術講演会中に行う。
10. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会常任幹事会は毎年12月までに受賞候補者募集要項を「有機分子・バイオエレクトロニクス分科会誌」（M&BE誌）および「応用物理」誌上に公表し広く募集する。
11. 受賞者の選考は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長が委嘱した有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会が行う。
12. 受賞者が決定したとき有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会委員長が有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会に選考の経過および結果を報告する。
13. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長は、選考の経過および結果を応用物理学会理事会に報告する。
14. 本表彰の実施に関する必要な事項の審議および決定は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会が行う。
15. 本規程の改正は、分科会で定め、総務担当理事が承認し、理事会に報告する。

附則

本規程は2012年10月12日より施行する

2012年10月12日 一部改正

2016年2月15日 改正 総務担当理事承認

2016年10月3日 改正 総務担当理事承認

2022年6月28日 改正 総務担当理事承認

2023年6月23日 改正 総務担当理事承認